（別添１）

【御所市】

端末整備・更新計画

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
① **児童生徒数**	1,076	1,053	1,013	980	927
② 予備機を含む 整備上限台数	1,236	1,211	1,165	1,127	1,066
③ 整備台数 （予備機除く）	0	1,053	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1,053	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	104	107	114
⑥ 予備機整備台数	0	100	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	8.67%	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入する

（端末の整備・更新計画の考え方）

R2 年度に一括購入した児童生徒端末全台数を更新。更新対象端末の 100 台を予備機として再利用し、故障時の予備機として活用する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）
更新対象端末は、授業の担当以外の教員、事務職員、管理職等の端末としての活用のほか、オンラインでの授業配信を行う際の補助端末として活用するなど、多様な職員の端末として活用する。また、再使用できない端末は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）又は資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づき、確実に国内で再資源化するよう適切な手続きをとる。

○対象台数：1,323 台
○処分方法
・学校での再利用（管理職、事務職員、その他の職員等）10 台×10 校　100 台
・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 ：検討中・台数未定
・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 ：台数未定
・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 ：台数未定
○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。
・自治体の職員が行う
(・)処分事業者へ委託する
○スケジュール（予定）
令和７年９月 新規購入端末の使用開始
令和８年度中　処分事業者選定・使用済端末の事業者への引き渡し
○その他特記事項

（「⑤ 累積更新率」が令和 10 年度までに 100%に達しない場合は、その理由）